

相続放棄の期間伸長

被相続人である親が莫大な借金を残して亡くなった場合、相続人は親の莫大な借金を相続することになってしまいます。

このようなときのために、相続放棄という制度があります。

ただし、**相続放棄**は、自分のために相続の開始があったことを知ったときから**三か月以内**に家庭裁判所に相続放棄の申述をしなければいけません。

生前に親と疎遠であったため親のプラス財産とマイナス財産が把握できていない場合、あつという間に三か月が過ぎてしまいます。

このように**三か月以内に相続放棄すべきかどうか判断できない**ときには「相続放棄の期間伸長」の手続きをすることができます。

相続放棄の期間伸長は、裁判所に相続関係を証する戸籍等を添付して申立書を提出することによってできます。

申立にかかる費用は、収入印紙800円と連絡用の切手です。



(司法書士 小司隆信)

遺言書がない

⇒遺産分割協議書作成

相続が発生した場合に、

土地建物や自動車の名義変更などには遺産分割協議書が必要です。

亡くなった方の**出生から死亡までの連続した戸籍**を集め、相続人を確定させる必要があります。

本籍を一度も移動していない方は簡単に書類を集めることができますが、**養子、結婚、離婚、住所の変わるたびに戸籍も移動**していた方は大変で、中には6カ所の市町村で取得したりすることもあります。

相続人全員が納得する形の合意ができると遺産分割協議書をようやく作成することができます。

相続人全員が署名と押印(実印)(印鑑証明書添付)をすれば完成となります。

認知症の方や行方不明の方が相続人の中にいると署名押印ができないという不都合が生じます。



(行政書士 & ファイナンシャル
プランナー山崎真一郎)

司法書士法人たなか事務所

【瑞浪事務所】 〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

【多治見事務所】 〒507-0038 岐阜県多治見市白山町三丁目13番地の1

TEL 0572-26-7711 FAX 0572-26-8545

